

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

3 変更日 令和6年1月16日

北海道告示第139号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

美 唄 市 令和6年4月1日から同年7月31日まで

南 幌 町 同

栗 山 町 同

札 幌 市 令和6年8月1日から同年10月31日まで

千 歳 市 令和6年4月1日から同年5月31日まで

苫 小 牧 市 令和6年6月3日から同年8月30日まで

厚 真 町 同

洞 爺 湖 町 令和6年5月7日から同年8月30日まで

新 冠 町 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

愛 別 町 令和6年4月1日から同年8月31日まで

上 川 町 同

東 川 町 同

羽 幌 町 令和6年4月1日から同年6月30日まで

浜 頓 別 町 令和6年4月1日から同年7月26日まで

湧 別 町 令和6年4月1日から同年8月30日まで

興 部 町 令和6年6月3日から同年10月31日まで

西 興 部 村 令和6年4月1日から同年6月28日まで

雄 武 町 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

士 幌 町 令和6年5月13日から同年7月19日まで

鹿 追 町 令和6年4月1日から同年7月5日まで

芽 室 町 令和6年6月24日から同年8月30日まで

目 次 ページ

告 示

○指定納付受託者の住所変更に係る告示……………（官民連携推進局） 40

○家畜伝染病検査の命令（4件）……………（畜産振興課） 40

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 43

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 43

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）……………（治山課） 44

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 44

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）…………… 44

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 48

道監査委員公表

○令和3年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表…………… 49

○令和5年度に係る包括外部監査の結果の公表…………… 49

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 49

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 50

告 示

北海道告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者の住所の変更に係る届出があったので、同法同条第4項に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1 名称 株式会社トラストバンク

2 住所 変更前：東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
変更後：東京都品川区上大崎3丁目1番1号

更 別 村 令和6年6月17日から同年8月23日まで
 大 樹 町 令和6年4月1日から同年6月14日まで
 釧 路 市 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 標 茶 町 同
 根 室 市 同
 別 海 町 同
 中 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
美 唄 市	令和6年4月1日から同年7月31日まで
南 幌 町	同
栗 山 町	同
札 幌 市	令和6年8月1日から同年10月31日まで
千 歳 市	令和6年4月1日から同年5月31日まで
豊 浦 町	令和6年5月7日から同年8月30日まで
新 冠 町	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
奥 尻 町	令和6年4月1日から同年8月31日まで
愛 別 町	同
上 川 町	同
東 川 町	同
遠 別 町	令和6年4月1日から同年6月30日まで
天 塩 町	同

浜 頓 別 町 令和6年4月1日から同年7月26日まで
 湧 別 町 令和6年4月1日から同年8月30日まで
 興 部 町 令和6年6月3日から同年10月31日まで
 西 興 部 村 令和6年4月1日から同年6月28日まで
 雄 武 町 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
 士 幌 町 令和6年5月13日から同年7月19日まで
 鹿 追 町 令和6年4月1日から同年7月5日まで
 芽 室 町 令和6年6月24日から同年8月30日まで
 更 別 村 令和6年6月17日から同年8月23日まで
 大 樹 町 令和6年4月1日から同年6月14日まで
 釧 路 市 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 標 茶 町 同
 根 室 市 同
 別 海 町 同
 中 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
奥 尻 町	令和6年4月1日から同年8月31日まで
愛 別 町	同
上 川 町	同
東 川 町	同
美 瑛 町	同
天 塩 町	令和6年7月1日から同年8月31日まで

帯 広 市 令和6年4月1日から同年8月31日まで
音 更 町 同
士 幌 町 同
上 士 幌 町 同
新 得 町 同
清 水 町 同
芽 室 町 同
更 別 村 同
幕 別 町 同
池 田 町 同
本 別 町 同
足 寄 町 同
釧 路 市 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
標 茶 町 同

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛の
ヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。
なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。
- 4 腐蛆病
- (1) 実施の目的
腐蛆病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
札 幌 市 令和6年4月1日から同年9月30日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について(平成28年3月13日26消安第4686号農林
水産省消費・安全局長通知)の方法による。

北海道告示第140号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該
牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把
握するための検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
全 道 一 円 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(ただし、奥尻町、
羽幌町大字天売及
び大字焼尻、利尻
町、利尻富士町並
びに礼文町を除く。)
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定に基づく届出
があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が
伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があ
った牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第
58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法
による。

北海道告示第141号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該
家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命
ずる。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 実施の目的

- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- 実施する区域の 実 施 の 期 日
- 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
- 全 道 一 円 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 実施の区域内の鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家さん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家さんで、家畜保健衛生所長が指定するもの。
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第142号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 実施の目的
- 牛のブルセラ症及び結核の発生予察のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- 実施する区域の 実 施 の 期 日
- 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
- 全 道 一 円 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- （ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。）
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) ブルセラ症
- 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の第2の1の(2)の輸入牛

- 及び種畜検査対象牛、同要領の第2の2の(2)の流死産した母牛。
- (2) 結核
- 同要領の第2の1の(2)の輸入牛
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、同要領に定める方法による。

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字鶴苫344・359の1・359の2・374・824・826・852（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、359の4、359の5、364、364の2、370の2、371、372、825、827、828
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町別荘1408の5
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）	よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中富良野町役場の掲示場に掲示した。 令和6年3月19日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和5年農林水産省告示第423号 2 所在が不明な者 株式会社ダイワ投資コンサルティング、有限会社佐藤木材
総合振興局告示及び振興局告示 北海道胆振総合振興局告示第37号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月19日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借契約その3（1月当たりの単価） 一式 1台分 (2) 乗用自動車の賃貸借契約その4（1月当たりの単価） 一式 1台分 2 落札を決定した日 (1) 令和6年2月26日 (2) 令和6年3月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道リース株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 4 落札金額 (1) 28,300円 (2) 29,700円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月30日付け北海道胆振総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道留萌振興局告示第1002号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	

令和6年3月19日

北海道留萌振興局長 工 藤 公 仁

1落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価）9台分

2落札を決定した日

令和6年3月1日

3落札者の氏名及び住所

(1)氏名株式会社浜田商事

(2)住所留萌市旭町2丁目14番地

4落札金額

52,250円

5契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6一般競争入札の公告

令和6年1月26日付け北海道留萌振興局告示第1001号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)名称北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

(2)所在地留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道宗谷総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月19日

北海道宗谷総合振興局長 清水目 剛

1落札に係る物品等の名称及び数量

(1)複写機等の賃貸借その1

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり2,500枚

(2)複写機等の賃貸借その2

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり10,600枚

(3)複写機等の賃貸借その3

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり15,300枚

(4)複写機等の賃貸借その4

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり1,100枚

(5)複写機等の賃貸借その5

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり800枚

(6)複写機等の賃貸借その6

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり300枚

(7)複写機等の賃貸借その7

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり300枚

(8)複写機等の賃貸借その8

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり38,900枚

(9)複写機等の賃貸借その9

ア落札に係る物品等の名称複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステابل針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ調達予定台数及び調達予定数量1台及び1月当たり700枚

2落札を決定した日

令和6年2月26日		イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円	
3 落札者の氏名及び住所		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
(1) 1の(1)、(3)から(5)まで及び(8)		6 一般競争入札の公告 令和5年12月15日付け北海道宗谷総合振興局告示第5号	
ア 氏 名 ノグチ事務機株式会社		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
イ 住 所 稚内市末広4丁目1番23号		(1) 名 称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係	
(2) 1の(2)、(6)、(7)及び(9)		(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	
ア 氏 名 北海ビジネス株式会社			
イ 住 所 稚内市大黒4丁目6番31号			
4 落札金額			
(1) 1の(1)			
ア 基本料金（1月当たり） 32,000円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(2) 1の(2)			
ア 基本料金（1月当たり） 45,600円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(3) 1の(3)			
ア 基本料金（1月当たり） 45,800円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(4) 1の(4)			
ア 基本料金（1月当たり） 34,400円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(5) 1の(5)			
ア 基本料金（1月当たり） 34,400円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(6) 1の(6)			
ア 基本料金（1月当たり） 32,500円			
イ 複写料金（1枚当たり） 4円			
(7) 1の(7)			
ア 基本料金（1月当たり） 32,500円			
イ 複写料金（1枚当たり） 4円			
(8) 1の(8)			
ア 基本料金（1月当たり） 45,800円			
イ 複写料金（1枚当たり） 3.5円			
(9) 1の(9)			
ア 基本料金（1月当たり） 32,500円			
		北海道オホーツク総合振興局告示第50号	
		次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
		令和6年3月19日	
		北海道オホーツク総合振興局長 中 島 和 彦	
		1 落札に係る物品等の名称及び数量	
		(1) 複写機の賃貸借その1	
		ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式	
		イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり 6,690枚	
		(2) 複写機の賃貸借その2	
		ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式	
		イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 6,580枚	
		(3) 複写機の賃貸借その3	
		ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式	
		イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 2,310枚	
		(4) 複写機の賃貸借その4	
		ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式	
		イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり 7,120枚	
		(5) 複写機の賃貸借その5	
		ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式	
		イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり 12,880枚	
		(6) 複写機の賃貸借その6	

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 1,440枚 (7) 複写機の賃貸借その7 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 6,660枚、カラー 8,830枚 (8) 複写機の賃貸借その8 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 6,970枚、カラー 15,750枚 (9) 複写機の賃貸借その9 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 810枚、カラー 8,250枚 (10) 複写機の賃貸借その10 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 7,270枚、カラー 7,170枚 (11) 複写機の賃貸借その11 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり モノクロ 5,020枚、カラー 2,840枚 2 落札を決定した日 令和6年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社ラポート・K イ 住 所 北見市美芳町3丁目1番4号 (2) 1の(2)、(3)及び(7)	ア 氏 名 北日本事務機株式会社 イ 住 所 北見市光西町167番地48番 (3) 1の(4) ア 氏 名 株式会社オフィスワン イ 住 所 網走市新町1丁目1番8号 (4) 1の(5) ア 氏 名 株式会社小柳中央堂 イ 住 所 北見市卸町1丁目5番地1 (5) 1の(6) ア 氏 名 横田印刷株式会社 イ 住 所 紋別市港町4丁目1番21号 (6) 1の(8) ア 氏 名 安田商事株式会社 イ 住 所 斜里郡斜里町新光町31番地13 (7) 1の(9) ア 氏 名 株式会社タカノ商事 イ 住 所 北見市常盤町3丁目16番地47号 (8) 1の(10)及び(11) ア 氏 名 株式会社白野商店 イ 住 所 紋別市本町2丁目1番23号 4 落札金額 (1) 1の(1) <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>43,000円</td></tr><tr><td>イ 複写料金（1枚当たりの単価）</td><td>3.2円</td></tr></table> (2) 1の(2) <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>32,000円</td></tr><tr><td>イ 複写料金（1枚当たりの単価）</td><td>3.0円</td></tr></table> (3) 1の(3) <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>32,000円</td></tr><tr><td>イ 複写料金（1枚当たりの単価）</td><td>3.0円</td></tr></table> (4) 1の(4) <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>63,000円</td></tr><tr><td>イ 複写料金（1枚当たりの単価）</td><td>3.2円</td></tr></table> (5) 1の(5) <table><tr><td>ア 基本料金</td><td>63,200円</td></tr></table>	ア 基本料金	43,000円	イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.2円	ア 基本料金	32,000円	イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.0円	ア 基本料金	32,000円	イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.0円	ア 基本料金	63,000円	イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.2円	ア 基本料金	63,200円
ア 基本料金	43,000円																		
イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.2円																		
ア 基本料金	32,000円																		
イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.0円																		
ア 基本料金	32,000円																		
イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.0円																		
ア 基本料金	63,000円																		
イ 複写料金（1枚当たりの単価）	3.2円																		
ア 基本料金	63,200円																		

イ 複写料金（１枚当たりの単価）3.2円 (6) １の(6) ア 基本料金31,900円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）3.0円 (7) １の(7) ア 基本料金24,000円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）モノクロ 3.0円 カラー 15.0円 (8) １の(8) ア 基本料金23,800円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）モノクロ 3.5円 カラー 15.5円 (9) １の(9) ア 基本料金24,500円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）モノクロ 3.5円 カラー 16.0円 (10) １の(10) ア 基本料金22,000円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）モノクロ 3.0円 カラー 15.0円 (11) １の(11) ア 基本料金22,000円 イ 複写料金（１枚当たりの単価）モノクロ 3.0円 カラー 18.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月16日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目		北海道オホーツク総合振興局長 中 島 和 彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（１月当たりの単価） 3台分 2 落札を決定した日 令和6年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北見三菱自動車販売株式会社 (2) 住 所 北見市本町5丁目10番25号 4 落札金額 115,467円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月16日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
		道 教 育 庁 教 育 局 告 示
北海道オホーツク総合振興局告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月19日		北海道教育庁空知教育局告示第33号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月19日 北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 空知管内道立学校で使用する電力（従量電灯B及び従量電灯C） (2) 調達予定数量 ア 基本料金（１契約当たりの単価及び1kVA当たりの単価） 3件（従量電灯B 2件（30A、40A）、従量電灯C 1件（13kVA）） イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 使用電力量最初の120kWhまでの単価 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 使用電力量280kWhを超える分の単価 合計9,582kWh 2 落札を決定した日

令和6年2月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 S E ウイングズ (2) 住 所 苫小牧市字弁天504-4 4 落札金額 (1) 従量電灯 B ア 基本料金（1 契約当たりの単価） 30 A 1,087円02銭 40 A 1,449円36銭 イ 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価（30 A、40 A 共通）） 最初の120kWhまで 31円82銭 120kWhを超え280kWhまで 37円48銭 280kWhを超える分 40円82銭 (2) 従量電灯 C ア 基本料金（1 kVA 当たりの単価） 370円39銭 イ 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 最初の120kWhまで 32円52銭 120kWhを超え280kWhまで 38円31銭 280kWhを超える分 41円73銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月19日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目	報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/）から閲覧することができる。 令和6年3月19日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和6年2月19日鈴江誠包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 令和6年3月19日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明
	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第202号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月19日 北海道警察本部長 鈴 木 信 弘 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 落札に係る特定役務の名称 自動車保管場所データ入力業務（保管場所標章作成1件当たりの単価） (2) 調達予定数量 323,039件 2 落札を決定した日 令和6年3月5日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 一般財団法人北海道交通安全協会

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和3年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情

(2) 住 所 札幌市北区北30条西6丁目4番18号 4 落札金額 180円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月23日付け北海道警察本部告示第22号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課 (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地の6
道 警 察 方 面 本 部 告 示	
北海道警察旭川方面本部告示第58号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月19日 北海道警察旭川方面本部長 岡 本 茂 樹 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 14台及び1月当たり181,300枚 2 落札を決定した日 令和6年2月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 コニカミノルタジャパン株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目1番1号 4 落札金額 (1) 基本料金 142,110円 (2) 複写料金 0.65円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月16日付け北海道警察旭川方面本部告示第11号	